

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

須坂市長

## 公表日

令和7年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日号外法律第38号)第10条に基づき、住民税非課税世帯等に対する給付金を支給する。 この支給事務の実施に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務において特定個人情報を取り扱うものとする。 ①審査及び決定に関する事務
③システムの名称	1. 情報提供ネットワークシステム 2. 臨時給付金・商品券システム 3. 団体内統合顧客管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する給付金等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第5号) 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・根拠法令 番号法第19条第8号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 福祉課 庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-6131 内線2944
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認など、複数回にわたって確認を行うようにしている。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	1③システムの名称	情報提供ネットワークシステム、中間サーバー、 臨時給付金・商品券システム	1. 情報提供ネットワークシステム 2. 臨時給付金・商品券システム	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	Vリスク対策 8. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2021/3/1	2022/4/1	事後	公表日の計数
令和4年11月1日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 支給に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給 に関する事務 基礎項目評価書	事前	新たな給付事務の開始に伴う 表記の変更
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り出すこと	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の 支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給 に関する事務	事前	新たな給付事務の開始に伴う 表記の変更
令和4年11月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り出すこと	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支 給要領(令和3年12月21日府政経運第423号発 行)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第100号)	事前	新たな給付事務の開始に伴う 表記の変更
令和4年11月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 ファイル	住民税非課税世帯等に対する給付金等ファイ ル	事前	新たな給付事務の開始に伴う 表記の変更
令和4年11月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステム	番号法第19条第7項 別表第二 121項	番号法第19条第8号 別表第二 121項	事後	表記の修正
令和4年11月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/4/1	2022/9/30	事前	公表日の計数
令和5年1月4日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の支給に関する事務	住民税非課税世帯等に対する給付金等の支給 に関する事務	事後	新たな給付事務の開始に伴う 表記の変更
令和5年2月17日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	II しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/9/30	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/1/31	2023/4/1	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2023/4/1	2024/4/1	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2023/4/1	2024/4/1	事前	公表日の計数
令和7年3月31日	I-4-②	<情報照会にかかる法令根拠> 番号法第19条第8号 別表第二 121項	・根拠法令 番号法第19条第8号	事後	法改正及び見直しに伴う修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2024/4/1	2025/4/1	事前	公表日の計数
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2024/4/1	2025/4/1	事前	公表日の計数